

日本ローターバツハの販売取引条件

日本ローターバツハ株式会社は、以下の販売取引条件(以下「本条件」といいます)に基づき、Lauterbach GmbH(以下「LB」といいます)のハードウェアおよびソフトウェアならびにサービスについて、お客様に販売、使用許諾、提供します。

1 定義

本書において、以下の用語は、それぞれ以下に掲げる意味を有します。

- 1.1 「お客様」とは日本LBから製品を購入する法人または個人をいいます。
- 1.2 「本製品」とは、日本LBがお客様に供給する品目をいいます。
- 1.3 「知的財産」とは、世界各国で行使可能なすべての特許、登録の有無を問わない意匠、著作権、商標、ノウハウその他あらゆる形態の知的財産をいいます。
- 1.4 「表示価格」とは、日本LBが維持する製品の価格一覧であって、随時修正されます。
- 1.5 「日本LB」とは、神奈川県横浜市港北区新横浜3-8-8に所在する日本ローターバツハ株式会社をいいます。

2 総則

- 2.1 本条件は、日本LBからお客様に対する本製品の販売に関するすべての契約に適用されます。当該条件とは別の条件の適用を希望する旨をお客様が書面にて特段に表明し、日本LBがその旨を書面にて同意しない限り、お客様から提供される基準または条件等、両当事者間の交渉または取引過程でお客様が言及し、提供し、または依拠するその他すべての取引条件は適用されません。
- 2.2 本条件と異なる条件が日本LBとお客様との間で書面により合意された場合、当該条件は本条件に優先するものとします。
- 2.3 日本LBは、マニュアル、図面その他の書類、および電子的にお客様に提供する書類(以下「本書類」といいます)について、あらゆる知的財産権、著作権を留保するものとします。本書類は、日本LBの事前の同意なく第三者がアクセス可能な状態に置かれてはならず、契約に基づく権限がなくなった場合には日本LBの求めに応じて不当な遅滞なく日本LBに返還されなければならないものとします。ただし、お客様が正当な権限をもって外注する第三者に対して本書類を開示することは認められるものとします。
- 2.4 本条件の変更は日本LBが書面にて同意しない限り適用されません。

3 見積および注文

- 3.1 日本LBが提示する見積書は、当該見積書に記載された期間のみ有効です。
- 3.2 お客様は本条件に同意の上、注文するものとし、理由の如何を問わず、お客様の注文は本条件に同意されたものとみなされます。
- 3.3 お客様からの注文書等に本条件と異なる記載がある場合でも、日本LBの書面による同意がない限り、当該記載は効力を有さず、本取引には本条件が適用されます。

4 価格および支払

- 4.1 本製品の価格は日本LBの最新の表示価格、または両当事者間が書面にて合意した価格とします。
- 4.2 消費税その他適用される費用については別途記載するものとします。なお、本製品納入に伴う運送費は価格に含まれますが、日本以外への出荷につきましては、運送費を見積書に別途記載、請求いたします。
- 4.3 別段の定めがない限り、お客様の正式な注文を日本LBが受領した後に、日本LBがお客様に対して納期に関するご案内を連絡することにより、日本LBはお客様の注文を正式に承諾したものとみなし、売買契約(以下「本契約」といいます)が成立するものとします。
- 4.4 価格、消費税および適用されるその他の費用の支払い条件は、日本LBがお客様に発行する見積書に記載された通りとします。
- 4.5 別段の定めがない限り、価格の全部または一部の支払が支払期日までに行われなかった場合、日本LBは、次の各号に掲げる権利を有します。
 - 4.5.1 未だ引渡されていない本製品に関する支払いについての期限の利益を喪失し、引渡しの前に本契約に関するすべての支払を要求すること。
 - 4.5.2 4本契約に基づいて発注されたものか否かを問わず、お客様に対し引渡しの不履行または遅滞に関する責任を負わずに、未だ引き渡されていない本製品の引渡しを拒否すること。
 - 4.5.3 本契約を解除すること。

以上・2023年5月2日

日本ローターバツハ株式会社
神奈川県横浜市港北区新横浜 3-8-8
日総第16ビル

Tel: 045-477-4511・Fax: 045-477-4519



5 説明

本製品に付与または適用される説明は、本製品を識別する目的で行われるにすぎず、説明が行われたことをもって本契約の成立があったものとはみなされません。

6 納入

- 6.1 書面にて別途合意されない限り、本製品の引渡しは、日本LBが指定した日に、お客様が指定した住所にて成立します。お客様は、本製品が引渡しに供された場合には、本製品の引渡しを受ける上で必要とされる準備を行うものとします。
- 6.2 本製品の在庫、生産状況により、見積書に記載された納入期限内に出荷できない場合、日本LBは可能な限り速やかにお客様にその旨を連絡し、必要に応じて協議するものとします。
- 6.3 日本LBが送料を負担して本製品を供給する場合に限り、お客様は、輸送中に損傷を受けた本製品の交換を無償で求める権利を有します。ただし、本製品の引渡し後5日以内に、当該損傷を日本LBに通知することを条件とします。

7 所有権および危険負担

ハードウェアの所有権および危険負担は引渡し時にお客様へ移転するものとします。ただし、特別な配送等を必要とする場合、お客様が特別な配送等に必要となる費用を別途負担するとともに、この場合のハードウェアの所有権および危険負担は、出荷時にお客様へ移転するものとします。

8 権原留保

本製品の引渡しおよび危険負担の移転にかかわらず、本製品の権原および所有権は、法的かつ受益的な完全な所有権を含めて、本条件、その他日本LBとお客様の間のすべての契約に基づきお客様に引渡したすべての本製品の正規価格のうち本条件その他の契約に基づき未だ支払を受けていないものの支払を日本LBが全額受領するまでは、お客様に移転しません。本製品の正規価格の支払には、本条件および本製品の引渡しが行われるに至った日本LBとお客様の間のその他のすべての契約に基づいて支払うべき利息額またはその他の金額が含まれます。

9 保証

- 9.1 本製品については、当該製品に付属またはその他の方法で提供される日本LBの保証規定が適用されます。LB製でない製品には、当該製品の供給者が提示する保証条件が適用されます。「その他の方法で提供される日本LBの保証規定」とは、見積書、価格表、ハードウェアまたはソフトウェアの仕様書および日本LBがウェブサイト等で公表している保証等をいい、文書あるいは日本LBのウェブサイトを通じてお客様に提供されます。LBにより製造された本製品に欠陥のあることが明らかになった場合、日本LBは、以下に掲げる条件を前提として、欠陥のある本製品を無償にて修理するか、または日本LBの単独裁量により交換します。
 - 9.1.1 本製品の受領後7日以内にお客様が書面にて日本LBにその旨通知すること。
 - 9.1.2 欠陥が日本LBの設計不良、材料または仕上りに起因すること。
 - 9.1.3 修理または交換されるべき本製品は、日本LBがその旨要請した場合には、お客様の費用負担にて日本LBに返還すること。
 - 9.1.4 本製品が第三者により製造され、日本LBに供給された場合、当該本製品に関して日本LBに許諾される保証をお客様に提供するものとします。
 - 9.1.5 日本LBは、欠陥のある本製品の価格の支払が既に行われているときは、日本LBは、本製品の価格の返金を求める権利を有します。
- 9.2 上記の規定は、日本LBの契約不適合責任の成立を制限または排除するものとは解釈されません。

10 使用許諾

- 10.1 LB及び日本LBは、納入されるLB製ソフトウェアのバージョンまたはリリースの非独占的無し用をお客様に許諾します。使用許諾はお客様の社内業務目的や私用目的に限定され、営利目的での使用は許諾の対象外とします。
- 10.2 日本LBが特に同意した場合を除き、お客様はソフトウェアまたはソフトウェア使用許諾を第三者に譲渡、移転、貸与することはできません。

11 転売および貸与の禁止

本製品は、お客様が直接利用することを前提に販売等されるもので、日本LBの事前の承諾がない限り、第三者に転売、貸与することはできません。



12 責任

- 12.1 日本LBが本契約においてお客様に対して負う賠償責任は、請求の原因にかかわらず、日本LBの責に帰すべき事由によりお客様が被った直接の損害に限られ、原因となった本製品についてお客様が日本LBに支払う価格を上限とします。
- 12.2 お客様および日本LBの双方において、逸失利益、データの喪失または稼働停止等による損害等の特別な事情により発生した損害については、請求の原因にかかわらず、賠償責任を負いません。
- 12.3 本条件の定めは、日本LBまたはその従業員もしくは代理人の過失に起因する死亡または傷害について日本LBの責任を制限または排除するものとは解釈されません。

13 不可抗力

日本LBは、その義務の履行遅滞または不履行が以下に示す日本LBの合理的な支配を超えた事由または事態に起因するときは、一切責任を負わないものとします。

- a) 天変地異、交通事情、戦争、テロ攻撃、争乱、疫病・感染症その他の事情その他の事情(例:ストライキ、ロックアウト)による不可抗力
- b) 適切な配慮により防衛策がとられたにもかかわらず発生したLBおよび日本LBのITシステムに対するウィルス攻撃その他の攻撃
- c) 国内法、米国法、ドイツ法、EU法その他国際取引法やLBおよび日本LBの責めによらない他の事情による支障
- d) LBおよび日本LBの責めによらず適時、適切に原材料を受領できない場合
日本LBが不合理であると判断する期間にわたって当該履行遅滞または不履行が存続する場合、日本LBは、自ら責任を負うことなく本契約を終了させることができるものとします。

14 両当事者間の関係

本条件の定めは、両当事者間にパートナーシップまたは共同事業体の関係を創設または黙示するものとは解釈されません。また、本条件の定めは、一方の当事者を他方の当事者の代理人として解釈するものとはみなされません。

15 譲渡および下請

お客様は、日本LBの書面による事前の同意を得ずに、本製品の売買に関するお客様と日本LBの間の本契約上の地位または本契約に基づく債権債務を第三者に譲渡または移転したり、義務の履行を下請に出したりすることはできません。

16 権利放棄

一方の当事者がその時期または期間を問わず本条件の一項目以上の条件を執行しなかった場合でも、当該条件の放棄または本契約の他のすべての条件を執行する権利を放棄したものとみなされません。

17 分離性

本条件のいずれかの条件が、正当な管轄権を有する裁判所により何らかの事由で無効、違法または執行不能と判示された場合、当該条件は、分離され、本条件のその他残りの条件は当初から有効に存続していたものとみなされます。

18 雑則

- 18.1 本条件は、本契約にかかる両者間の取引に関する合意事項のすべてであり、かかる取引に関して本契約締結前に口頭または書面により相互になされた意思表示に代わるものとします。本契約の規定は、両者が記名捺印する書面またはこれに代わる電磁的記録によってのみ変更できます。
- 18.2 本条件に定めのない事項および解釈上に疑義が生じた場合には、両者誠意をもって協議の上決定します。

19 準拠法および裁判管轄

本条件は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されます。両当事者は、本条件に関連して生じた紛争が日本国内の裁判所の管轄権に付託されることに合意します。